

潜在的な後継者不在企業に対する事業承継促進事業に係る企画提案審査会設置要綱

令和6年4月24日制定

[産業観光部産業雇用政策課]

(目的)

第1条 この要綱は、郡山市が発注する「潜在的な後継者不在企業に対する事業承継促進事業」(以下「本業務」という。)において、その契約候補者を選定するために実施する公募型プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。)第5の1(1)に基づき、プロポーザル参加者からの企画提案について適正に審査するため、本業務に係る企画提案審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第3条 審査会の所掌事務は次に掲げるものとする。

- (1) プロポーザルに係る審査に関すること。
- (2) 本業務の契約候補者の選定に関すること。

(組織)

第4条 審査会は、別表に掲げる職にある者又はその者が指名する者をもって組織する。

2 審査会の長(以下「審査長」という。)は、産業観光部長をもって充てる。

3 審査長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 審査長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ審査長の指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、審査長が招集し、審査長がその議長となる。

2 審査員が公務等の理由により、会議に出席できない場合は、その審査員が所管する組織の職員のうち審査員が指名する職員がその職を代理して行うことができるものとする。

(審査方法)

第6条 審査は、提案参加者から提出された企画提案書等及び提案参加者によるプレゼンテーションに基づいて行う。

2 各審査員が評価した採点の平均値により順位付けを行い、最も高位となった者を選定する。

(評価基準)

第7条 プロポーザルの評価基準は、実施要領に定める。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、産業観光部産業雇用政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査長が定める。

附 則

この要領は、制定の日から施行し、設置の目的を達成したとき、その効力を失う。

別表(第4条関係)

| |
|-------------------------------|
| 産業観光部長、産業雇用政策課長、産業創出課長、観光政策課長 |
|-------------------------------|